

令和 6 年度（2024 年度） 第 3 回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 令和 7 年（2025 年）3 月 3 日（月） 13 時半～

会場 熊本市障がい者福祉センター希望荘 2 階 大ホール

出席者 園田委員、大関委員、大島委員、森下委員、谷口委員、平田委員、津國委員、森田委員、志田委員、山田委員、松本委員、原口委員、鈴木委員、里委員、玉垣委員、垣野内委員、古閑委員、多門委員、西恵美委員、松村委員、本田委員、菊池委員、西章男委員

配布資料

- ・熊本市とハローワーク熊本の連携協定締結について
- ・資料 1 共同生活援助（日中サービス支援型）の評価の報告について
- ・資料 2 各部会報告資料
- ・資料 3 障がい者相談支援センターからの報告
- ・地域生活支援拠点等の整備（意見交換）

議事要旨

進行	1 開会
菊池会長	2 議事 (1) 報告案件 まず、議事 (1) の各報告をそれぞれ事務局からお願いしたい。
事務局	資料に基づいて説明 ・熊本市とハローワーク熊本の連携協定締結について ・資料1 共同生活援助（日中サービス支援型）の評価の報告について
玉垣委員	障がい者雇用に関する情報の把握・分析に関心をもっており、特に「民間企業の情報把握・分析」という点に非常に興味を持っている。中小企業における障害者雇用の実態を知りたい。アンケートでは十分な情報が得られないため、ハローワークが保有するリアルタイムの雇用状況や、法定雇用率の対象外企業の雇用実態について、数値的な情報の公開予定があるか確認したい。
事務局	現在、障がい者雇用に関するデータは県単位でのみ公表されており、市町村単位の情報は公開されていない。今回の協定による情報共有は熊本市とハローワーク間に限定されており、現時点で外部への公表は予定していない。 ただし、公表可能な情報があれば今後共有していく意向であり、特に従業員 40 名未満の企業については把握が難しいものの、障害者雇用の推進に努めていく方針である。
大島委員	共同生活援助（日中サービス支援型）の評価に関して、一時支援型の増加により、相談支援事業所と連携しても対応が難しくなってきていると実感している。 特に、前年度に訪問・面談・助言を行った事業者に対して、翌年度に振り返りや状況確認がどのように行われているのか、また今後の方向性について確認したい。すべての事業者に対応するのは現実的に難しいとしつつも、助言がどのように活かされているかを確認する手立てがあれば知りたい。
事務局	前年度に市職員や相談支援センターから助言を受けた事業者については、翌年度の報告評価シートにおいて、その対応内容を記載することになっている。 ただし、今年度については、前年度に訪問した事業者を一部対象外としたため、提出された報告シートをもとに必要な応じて事業者へフィードバックを行う予定である。なお、事業者が報告するかどうかは基本的に自主的な判断に委ねられており、達成に対するインセンティブや義務的な改善措置は設けられていない。 基準を満たしていない場合には減算の対象となるが、基準を満たした上での改善要望については、あくまで任意であり、強制力はない。
松村委員	制度の立て付けを踏まえたうえで、どこまで実効性を持たせられるかが重要である。障害者団体・扶助団体の視点として、評価項目にある「従業員確保」は極めて重要であり、特に重度化・高齢化に対応した日中サービス支援型グループホー

	ムの持続的運営には、地域に根ざした支援者の確保が不可欠である。 評価シートに基づく報告から、課題の抽出や事業所及び地域とのかかわりを丁寧に見ていく必要がある。
菊池会長	協議会としても単に報告を受けるだけでなく、課題の所在や進捗を主体的に把握・評価していくべきである。これらの取り組みを熊本市の今後の課題として捉え、着実に進めていくことが望ましい。 (2) 各部会からの報告 続いて、各部会報告をお願いしたい。
松本委員 志田委員 森田委員 谷口委員	資料に基づいて報告 資料2 各部会報告
原口委員	就労部会に参加し、企業就労関連の共通支援成果物の作成に関わってきた。 成果物の作成は、長年取り組んできた生活支援の一環として意義深いものであったが、月1回の活動という制約の中で、成果物作成に活動の比重が偏ってしまった点は反省点として挙げられる。成果物を通じて業種間の連携が生まれるなどの良い面もあったが、一方で、課題や問題の共有の機会が限られてしまったことが課題である。 他部会の報告を聞く中で、ガイドブックやハンドブックの作成を見直す動きがあることに触れ、他部会では成果物作成にどの程度の比重を置いて活動していたのか、その点についても知りたいと考えている。
松本委員	今年度、こども部会においても、これまで生活支援の中で作成してきた成果物の「見直し」や「定義の明確化」が大きな課題として挙げられた。 その対応として、社会資源班において、既存の成果物の見直しや、それらを情報として集約するための取り組みを進める班を新たに設け、今年度はその活動を中心に進めてきた。
森田委員	今年度、相談支援部会は参加人数が非常に多く、毎月平均して約70名が参加する大規模な部会となっている。 部会の運営においては、目的に記載している「課題の整理や解決策の検討」を重視している。特に、地域課題班が地域課題の整理と解決策の検討を集中的に行い、本会議に提出できる内容を目指す。一方で、ハンドブック班は報酬改定に関する成果物の完成を今年度中に目指して作成を進めている。また、相談支援事業者のスキルアップが必要であることから、役割分担を明確にし、目的を持って部会全体の活動を推進していく方針である。
谷口委員	今年度、精神障害者地域移行支援部会では「地域移行支援マニュアル」を作成した。このマニュアルは、通常サービス・地域定着支援の2つのサービスに対応し、

	地域移行に特化した支援手順を時系列で整理したものである。 マニュアルは、相談支援事業所や病院だけでなく、行政機関などでも活用されることを期待している。 今後、地域生活支援拠点などの包括的支援の中で、情報共有や認知度の向上を図りながら、積極的に活用していきたいと考えている。
菊池会長	部会では恒常的に成果物の作成が行われているのが現状である。 成果物作成に多くの労力がかかっており、部会としての他の活動にも注力すべきではないかという振り返りがある一方で、制度設計が年々変化している現状においては、最新の情報を反映した成果物を作成し、情報共有を図ることも重要であるという実態がある。 今後、各部会においては、活動全体の中で成果物作成にどの程度の比重を置くかを検討し、部会のミッション達成に必要な取り組みかどうかを見極めたうえで、活動方針を整理していくことが求められる。また、複数の部会が関わる課題があるため、部会間の連携が重要であるが、現在の協議会では十分な連携が難しいため、実務者レベルでの協議や今後の連携方法を検討していきたい。 （３）障がい者相談支援センターからの報告 続いて、障がい者相談支援センターからの報告をお願いしたい。
園田委員	資料に基づいて報告 資料３ 障がい者相談支援センターからの報告
松村委員	相談支援機能強化委員連絡会において、介護保険や重度訪問介護の水準に関する係数の例に触れた。制度の調整が難しい事例についてセンターからも意見があり、制度の狭間で支援が行き届かないケースが課題として共有された。重度訪問介護は今後、地域生活支援の中で重要性が増すと考えられており、市の対応や協議会での議論が期待されている。全国的にも関心が高まる中、自立支援協議会において本制度を議論のテーマとすることは、極めて有意義である。
菊池会長	外国人からの相談件数が増加傾向にあり、特に TSMC 関連や東南アジア系住民に関する事例が目立っている。デイサービス利用希望などの相談も各センターで確認されており、今後さらに増加が見込まれる。事務局には、外国人が多い地域での対応事例の収集と、各センターへの情報提供を求めたい。
里委員	障害者福祉サービス利用開始に関するパンフレットは、視認性に優れた内容で作成されている。令和 7 年 10 月から開始される障害者就労選択支援事業についても、今後の制度動向に応じて内容の追加や改訂が検討されており、外国語版の作成も視野に入れられているか。
事務局	障害者就労選択支援事業の開始に伴い、既存のパンフレットについても今後の制度動向を踏まえて改訂を検討している。外国語版の作成も視野に入れており、今後の会議において関係者と相談しながら対応を進めていく予定である。

多門委員	障害者の就労支援活動の報告内容は理解できたが、実際に何人がどの企業に就職したかという結果について知りたい。特に若年層の障害者の就職状況に関心があり、法定雇用率が2.5から2.7にあがっている現状と変化に伴う実態を把握したいため教えてもらいたい。
事務局	障がい福祉課としては、現時点で障害者の就職先に関する具体的なデータは手元にはないが、労働局等から提供されている分野別の雇用実績に関する資料が存在する。
志田委員	就労部会では、障害者の就職状況に関する詳細な分析は行っていない。障害者数や定義の変化もあり、分析の観点自体が難しい状況である。
菊池会長	今後は、労働局から提供される雇用統計などのデータを活用し、自立支援協議会全体として障害者の雇用促進に向けた施策の検討が必要である。
園田委員	基幹相談支援センターは、初回相談の窓口として機能しており、就労者数などの具体的な把握は困難である。実数の把握は、就労支援を担う他機関が行っていると考えられる。支援学校の状況からは、特例子会社や一般企業への就職が多く、企業側からの積極的なアプローチも見られる。障害福祉サービスに限らず、A型・B型事業所や一般就労も含め、幅広い就労支援が行われているとの認識である。
里委員	基幹センターには10代から70代まで幅広い年齢層から年間300件以上の新規・再相談が寄せられており、そのうち約100件が就職に結びついている。精神障害や発達障害の方が6割を占め、最近では法定雇用率の上昇に伴い、企業からの雇用相談も増加している。相談内容は、転職希望や中途障害による再就職支援など多岐にわたる。ハローワーク熊本では年間約800件の就職目標があり、月間で50～80名が就職、160～200件の相談が寄せられている。紹介者のうち精神障害者が6割、身体障害者が2割を占めている。
菊池会長	精神障害や知的障害のある人の数が増加し、法定雇用率の引き上げに伴い、一般就労への移行が進んでいる。特に支援学校から特例子会社や一般企業への就職が増加しており、福祉的就労からの流れが変化している。一方で、重度障害者や身体障害者など、就労が困難な層への支援が埋もれていないかという懸念もある。今後は、就労支援の中で特に支援が届きにくい層を明確にし、重点的に取り組む必要がある。 （４）意見交換 続いて意見交換に移る。議題である熊本市における地域生活拠点等の整備運用及び地域の現状と対応について、委員の皆様から意見等いただきたい。
事務局	資料に基づいて説明 地域生活支援拠点等の整備（意見交換）
玉垣委員	熊本市では、地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ体制を整備しているが、コロナ禍では受け入れ先の確保が困難であった。現在も、常時対応可能な施

	設や人材の確保には課題が残っており、体制の強化が求められているが、現状をお示しいただきたい。
事務局	現時点で詳細は未確認だが、高齢福祉課などと連携して今後検討していく。また、障害者が高齢者施設に入る際の扱いや基準についても、柔軟な対応が可能かどうかを含めて検討が必要と認識している。
西委員	高齢者施設が障害者の緊急受け入れ先となる可能性については、制度上の制約が存在する。緊急時のショートステイ受け入れはありがたいが、日頃使っていない施設に突然入ると、本人に大きな負担がかかる可能性がある。受け入れ側も、障害名だけでなく個々の特性を理解していないと対応が難しく、人手不足も課題。だからこそ、日常的にショートステイを気軽に利用できる体制づくりが重要であり、事前の関係づくりが緊急時の円滑な対応につながると考える。
大関委員	緊急時の受け入れ対応には、グループホームやショートステイに加え、生活保護受給を前提とした不動産の一時利用も含まれる可能性がある。これらの支援は居住支援の領域とも重なるため、既存の部会とは別に「居住支援部会」を設置し、グループホームや不動産関係者を交えた議論の場を設けることが有効であると感じた。また、コーディネーターを配置し、自立支援協議会全体での連携体制を構築してはいかがだろうかと提案したい。
松村委員	体験の機会確保は、障害当事者にとって極めて重要である。障害者のショートステイ利用に関して、利用者が施設に泊まるという従来の形だけでなく、支援者が地域に出向いて体験する「逆転の発想」も有効ではないか。地域生活移行の本質は「地域で暮らすこと」であり、そのためには支援者が地域に関わる体験の場を持つことが重要。制度や予算の制約はあるが、柔軟な発想で新しい取り組みを模索する価値がある。
菊池会長	障害者が住み慣れた場所で支援者と過ごす「体験的な段階」や「逆転の発想による訪問型体験支援」をおこなうには体制の整備が重要であり、制度の認定基準や法的な立て付けについても検討の余地がある。
平田委員	2点ほど意見をあげたい。1点目として、障害福祉サービス利用者が緊急時にショートステイを利用できない場合、熊本市では「特例介護給付費」の制度を活用することが可能である。本人が望まない施設への入所などの切迫した状況を避けられる可能性があるため、この制度の運用をさらに柔軟にし、本人の希望に沿わない受け入れ先への入所を避けるための手段として制度の運用改善を提案したい。2点目として、地域生活支援拠点における「拠点コーディネーター」の役割については、国の定める要件を満たす必要がある。現在、基幹相談支援センターが拠点の中核とされているが、既存業務との兼務は業務負担が大きく、現実的な配置には課題がある。令和8年度の委託期間終了後の体制見直しも視野に入れ、各センターにおける役割や配置の現実性について精査が必要であると考えます。

菊池会長	相談支援センターの役割や対応範囲、経費負担については法的な基準とのすり合わせが必要であるため、事務局とともに今後精査する必要がある。 緊急時に対応可能なサービス施設をどう確保するかが、最も重要な課題である。特に、施設入所支援、短期入所、グループホームのような受け入れ先の「絶対量」が少ないと、利用者側も気軽に頼ることが難しくなる。そのため、全体としての受け入れ体制の確保が必要である。 また、予算に関しては、各センターで毎年評価が行われていると認識しているが、現状がどうなっているのか、評価を担当している方に確認したい。
大島委員	緊急時に対応可能な受け入れ体制の整備については、グループホームにおける課題が大きい。今回、1つの支援型グループホームを訪問し、聞き取りを行ったところ、緊急受け入れの実績はあるものの、件数は多くない。実際に受け入れを依頼した場合、人員確保が最大の課題であり、緊急時はプラスアルファの人員配置が必要となることから通常の定員対応のシフトでは対応が難しいとの声があった。ただし、日中一時支援型グループホームは、緊急対応の社会資源として有効である可能性がある一方で、グループホーム側は「体験利用＝将来的な入居」につながることを前提としており、我々が想定する「緊急時の一時的な体験利用」との間に認識のずれがある。このギャップを埋めることが重要である。 さらに、緊急受け入れで最も困難なのは、福祉サービスの支給決定を受けていない人々、すなわち家族が支援を担っている段階のケースである。こうした人々に対して、将来的な支援の可能性を見据え、地域とのつながりの中で相談支援センターがどのように関与していくかが課題である。
菊池会長	事業者は定員ぎりぎりまで運営しており、緊急時の受け入れに対応する余裕がない。今後は、緊急対応用の枠や補助制度など、バッファを持たせる仕組みが必要である。また、サービス支給決定を受けていない潜在的な支援対象者への対応が難しく、将来的なニーズを見据えた支給量の見直しと体制整備が求められる。
西恵美委員	1つ目は障害者サポーター研修会の活用について、サポーター研修会は障害理解を広める有意義な取り組みである。教育委員会との意見交換の中で、学級支援員の不足が課題として挙がっており、サポーター研修を受けた方々に声をかけ、支援員として紹介できる体制づくりが求められる。 2つ目に知的障害者の会議参画について東京都や大阪などでは、知的障害のある本人が自立支援協議会等に委員として参加している。本人の意見を尊重し、会議に参画できるよう合理的配慮を行う体制整備が必要である。全国手をつなぐ育成会連合会でも、本人参画に関する研究事業が進められており、今後の重要な課題として行政でも検討してもらいたい。
菊池会長	提案のうち、特に後半の「知的障害者の会議参画」に関する点については、時代の流れを踏まえ、今後の審議課題として検討すべきである。本人の意見を反映さ

	せるためには、補助者の同席なども含め、どのような形が適切かを考える必要がある。先行自治体の事例を参考にしつつ、積極的に取り入れていくことが望ましい。
事務局	<u>3 事務局連絡</u> 来年度第1回については、現在日程と会場を調整中。 <u>4 閉 会</u>